

1. 経緯

- 国際卓越研究大学法では、国際卓越研究大学の認定・認可等に係る基本事項について規定する「基本方針」改訂を文部科学大臣が決定するに当たり、C S T I への意見聴取（諮問答申）が必要。
- 令和5年12月、国立大学法人への運営方針会議（国際卓越研究大学の認定に必要な合議制の機関）の設置を規定した改正国立大学法人法が成立したことを踏まえ、令和4年に決定した「基本方針」の規定の整備を図る。

2. 改訂の概要

- 国際卓越研究大学が設置する合議制の機関について、以下の事項を確認することを明記。

<国際卓越研究大学の合議制の機関に求める主な事項>

- ① 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の議決と履行状況の監督
- ② 大学の経営等に関する知識、能力、経験をバランス良く備えた構成員の参画
- ③ 執行部からの独立性の担保
- ④ 学内に対する客観性の担保
- ⑤ 法人の長に求められる知識、経験、能力の明確化等

3. 今後の予定

- | | |
|--------|---|
| 6月 | C S T I 本会議・意見聴取（諮問答申）、「基本方針」の改訂 |
| 10月 | 改正国立大学法人法施行（運営方針会議設置） |
| 10月以降 | 文部科学大臣による国際卓越研究大学の認定・認可の可否判断
※ C S T I、科学技術・学術審議会の意見聴取等を経て大臣決定 |
| 令和6年度中 | 第2回公募の開始 |